

令和7年度 第1回赤穂市使用料手数料等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年7月28日（月）
午後1時25分から午後2時40分まで
- 2 場 所 赤穂市役所6階大会議室
- 3 出席者
- (1) 委 員 吉岡 哲、家根次代、山根一正、横山直美、金井貴子、
後藤知子、西垣洋明、堀井隆一郎、尾崎加奈
(欠席) 小林洋介
- (2) 市 長 牟禮正稔
- (3) 諮問に係る (副市長) 溝田康人、(美化センター所長) 澁谷 晃、
担 当 所 管 (生涯学習課長) 万代充彦、(用地担当係長) 富田晋平、
(スポーツ推進係長) 小寺一真
- (4) 事務局 (総務部長) 明石一成、(財政課長) 萬代 新、
(行政課長) 山本桂士、(行政係長) 田中宏樹、
(行政係主事) 山田詩織

4 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 市長挨拶
- (3) 会長及び副会長の選出について
- (4) 使用料の見直しについて（諮問）
- (5) 見直し対象施設の利用状況等について
- (6) 使用料見直しスケジュールについて
- (7) その他

5 会議録

事務局 それでは定刻前ではございますが、本日も予定の方々がそろいますので、ただ今から、令和7年度第1回赤穂市使用料手数料等審議会を開会いたします。

本日進行を務めます総務部行政課の山本です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

はじめに、本審議会の成立について、ご報告いたします。委員数

10名のうち、本日の出席者は9名で、過半数に達しておりますので、赤穂市使用料手数料等審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

また、本審議会につきましては、原則公開の取扱いとしておりますので、傍聴を認めることといたします。本日、傍聴の申し入れが1名の方からございましたので、入室していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

本日の会議の注意事項といたしまして、会議中の撮影、録音等ではないこととしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、牟禮市長からご挨拶を申し上げます。

市長

改めまして、皆様こんにちは。

委員の皆様方には大変お暑い中、また、お忙しい中にも関わりませず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、このたびは、当審議会委員にご就任いただきまして、改めましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、当審議会は、平成20年度に設置して以来、17年ぶりの開催ということになります。

本市の使用料手数料等につきましては、平成21年度に一部見直しを行いました、それ以来据え置いてまいりました。

本市の公共施設の大半は建設から30年ないし40年以上が経過しておりまして、毎年、施設設備の維持修繕更新に、多額の費用をかけて対応しているところでございます。昨今は、電気料金や燃料代等の高騰により、それらの経費も増加傾向にあります。

一方、本市では現在、令和5年度から令和9年度までの5か年の計画ということで、第9次の行財政改革に取り組んでいるところでございます。

このような状況を踏まえまして、近隣市町や類似施設と比較いたしまして、著しく均衡を逸していると考えられるもの、また、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の公正なあり方について、改めて見直す必要があると考えられるものについて、このたびご審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様には、公私とも大変お忙しいこととは存じますが、慎重審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、よろしくお願いを申し

上げたいと思います。開会に当たり私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、本日初めての会議となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。恐れ入りますが、お手元の名簿の順にお願いいたします。

（委員 自己紹介）

なお、本日所用のため、小林委員が欠席される旨、ご報告を受けております。次に、本日出席しております副市長及び諮問担当所管の職員を紹介します。

（副市長及び諮問担当所管職員 自己紹介）

続きまして、事務局の職員を紹介します。

（事務局職員 自己紹介）

事務局 それでは、次第3、会長及び副会長の選出に入らせていただきます。本審議会の会長及び副会長につきましては、赤穂市使用料手数料等審議会規則第3条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様からご意見はございませんでしょうか。

委員A 今までではどのようにされていたのでしょうか。

事務局 本審議会は、従来より会長には学識経験者の方から、副会長には公共的団体等の代表者の方からそれぞれ選出いただいております。

委員A それでは、会長には、学識経験者の関西福祉大学の吉岡先生にお願いしてはいかがでしょうか。それと、副会長は、赤穂市女性団体懇話会の横山さんにお願いしてはいかがでしょうか。

（異議なしの声）

事務局 それでは、ご異議がないということですので、会長には吉岡委員、副会長には横山委員にお願いしたいと思います。会長には前の席の方

へ移動をお願いいたします。

それでは、吉岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 ただ今、皆様の互選により会長を仰せつかりました、関西福祉大学の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会では、施設の使用料についての審議となります。各施設において、利用者、非利用者との公平性を確保するため、維持管理費用等の負担のあり方について検討するものであり、非常に重要な会議であると考えております。

つきましては、委員の皆様には慎重なご審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、次第4、諮問に入ります。
市長より当審議会に諮問させていただきますので、市長と吉岡会長は会長席の前の方にお進みいただけますでしょうか。
それでは、市長から吉岡会長へ諮問書をお願いいたします。

(諮問書を手交)

事務局 諮問書につきましては、写しを配付させていただきます。
なお、誠に恐縮ではございますが、市長はこの後、次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきますことをご了承いただきたいと存じます。

(市長退席)

それでは、その後の進行は、吉岡会長をお願いいたします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。
先ほど市長から諮問がありましたが、使用料の見直しに係る諮問理由について、説明をよろしくお願いいたします。

副市長 それでは、お配りをしました諮問書の裏面にございます諮問理由について、読み上げて説明に代えさせていただきます。着座にて失礼します。

今日、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、激甚化・頻発化する自然災害や、国際社会・経済の不安定

化、デジタル化の進展等により、対応すべき課題がより一層複雑化・多様化しております。

一方、本市の財政状況は、市税をはじめとした一般財源収入の大きな伸びが期待できない中、歳出面においては、社会経済情勢や物価上昇等を背景に人件費、物件費が高水準で推移するほか、こども・子育て支援策をはじめ、老朽インフラの維持管理・更新費用等、行政需要の増大が見込まれており、一層厳しさを増す状況にあります。

このような中、本市では、基金の取崩しに頼らない収支均衡の取れた行財政構造を構築するため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第9次赤穂市行政改革大綱（集中改革プラン）」を策定し、あらゆる手段を講じた歳入の確保、また、事務事業の例外なくゼロベースを基調とした見直し、経費の節減合理化に努め、徹底した行財政改革に取り組んでいるところであり、計画期間の折り返しを迎える今年度中には、その中間見直しを予定しております。

使用料・手数料については、平成21年度に一部見直して以来、据え置いてきましたが、市の各施設とも維持修繕が欠かせず、とりわけ一部施設の使用料は、電気代等の諸物価の高騰から維持管理費用等が年々増加傾向にある中、近隣市町、類似施設との均衡の観点、また、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正な在り方について、改めて見直すことが適当と判断いたしました。

持続可能な行財政構造の再構築を推進し、行政サービスの質の向上と増大する行政需要に対応するため、利用者への影響に配慮しつつ使用料を見直すものであり、委員各位の適切妥当な判断を求めるものであります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

会長 ただ今、副市長から諮問理由について説明がありましたが、本審議会としての意見を答申という形でまとめていきたいと思います。

次に、次第5、見直し対象施設の利用状況等について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日、机上に配付しております令和7年度赤穂市使用料手数料等審議会（参考資料）をお願いいたします。

資料の2、3ページをご覧ください。使用料の説明に入る前に、本市一般会計の財政状況について簡単にご説明申し上げます。

こちらの表は、コロナ禍前になります平成30年度から昨年度（令和6年度）までの7年間の決算額を一覧にしたものです。

なお、令和6年度につきましては、議会の決算認定をまだ受けておりませんので、予定とさせていただきます。

まず、2ページの歳入ですが、主なものについて、ご説明申し上げます。

1番の市税につきましては、歳入全体の約3割から4割を占めており、平成30年度には、約84億4,300万円であったものが、コロナ禍の影響から令和3年度を底に一旦減少したものの、徐々に回復傾向にあります。なお、令和6年度につきましては、定額減税の影響から1億6,000万円程度減少しておりますが、その減収分については、表の中ほど11番の地方特例交付金によって全額国費で補てんされております。

次に、その下12番の地方交付税につきましては、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的基準によって地方公共団体に再配分されるものであり、歳入全体の2割近くを占めております。平成30年度、約32億5,500万円であったものが、令和6年度では約48億3,600万円と約15億8,100万円増加しており、昨今、過去最高を更新する国税収入の増加と相関して年々増加傾向にあります。

次に、19番の寄付金につきましては、赤穂ふるさとづくり寄付金の増収により、平成30年度には約8,300万円であったものが、令和6年度では約4億4,100万円と5倍以上に増加しております。

次に、23番の市債につきましては、ごみ処理施設や、新学校給食センターなど大型施設の整備に係る地方債の借り入れなどにより、令和6年度は約50億2,500万円と大きく増加しております。

歳入総額につきましては、平成30年度、約237億5,300万円であったものが、令和6年度では約275億7,300万円と約38億2,000万円増加しております。

3ページの歳出をご覧ください。

1番の消費的経費のうち、(1)人件費につきましては、平成30年度は約40億円であったものが、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入や、昨今の賃金上昇等の影響から、令和6年度では約50億2,600万円と約10億2,600万円増加しております。

次に、(5)補助費等につきましては、平成30年度、約17億4,700万円であったものが、令和6年度では約33億5,800万円と約倍増しており、コロナ禍以降、臨時給付金の支給などから増加しております。

次に、2番の投資的経費につきましては、ごみ処理施設や新学校給

食センター整備事業により、令和6年度は約51億7,100万円と大きく増加しております。

次に、3番のその他のうち、(5)公債費につきましては、平成30年度、借換債の償還や三セク債の繰上償還等の特殊要因から 約53億6,500万円と大幅に増加しておりましたが、令和6年度では約37億4,100万円となっており、人件費、扶助費からなる義務的経費は、全て増加傾向にあります。

歳出総額につきましては、平成30年度、約236億5,900万円であったものが、令和6年度では約273億2,600万円と約36億6,700万円増加しており、歳入・歳出とも決算規模が大きく拡大しております。

また、表の下段には、その年度の歳入・歳出の差引額（形式収支）から翌年度への繰越財源を除いた実質収支や、単年度収支から実質的な黒字要素と赤字要素を除いた実質単年度収支を記載しております。

誠に申し訳ございませんが、表の一部訂正をお願いいたします。令和6年度の欄の下から3行目「財政調整基金積立 地方債繰上償還G」の欄、2億7,550万5千円となっているところを1億650万5千円に、同じく一番下の行「実質単年度収支」の欄、マイナス2億2,428万円となっているところをマイナス3億9,328万円に訂正をお願いいたします。

それでは、表の1番下、実質単年度収支につきましては、平成30年度、約4億8,400万円の赤字であったものが、令和3年度、約7億1,300万円の黒字と改善の傾向にありましたが、そこを境に悪化に転じ、令和6年度では約3億9,300万円の赤字となっております。

続きまして、4ページの財政構造の推移をご覧ください。

まず、上から2つ目の「財政力指数」ですが、この指標は、地方公共団体の財政の豊かさを判断するもので、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表しています。この数値が大きいほど財源に余裕があると言われ、1を超えると、税收等が豊かであると判断され、国から普通交付税が交付されません。

平成30年度、0.72であったのに対し、令和6年度は0.64と徐々に数値が悪化しております。

その下の「経常収支比率」ですが、これは地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、この比率が高いほど自由に使えるお金の割合が少なく、財政の硬直化を表すものです。

平成30年度、86.4に対し、令和6年度は78.9と7.5ポ

イント改善しております。

そこから5つ下の「実質公債費比率」ですが、この指標は一般会計などが負担する地方債の元利償還金や、それに準ずる経費が、標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるかを表すものであり、この比率が高いほど、財政状況が厳しく、借金返済に多くの財源を割いていることを意味します。

平成30年度、10.1に対し、令和6年度は8.9と1.2ポイント改善しております。

その下の「将来負担比率」ですが、これは地方公共団体が将来にわたって負担する借金などの負債が、標準的な収入に対してどの程度の割合になるかを示す指標であり、この比率が高いほど、将来の財政運営が厳しくなる可能性を示唆するものです。

平成30年度、128.3だったのに対し、地方債残高の減少などにより、令和6年度は66.7と大きく改善しております。

表の1番下、「決算額に対する義務的経費の割合」ですが、これは決算額に対して人件費、扶助費、公債費といった削減が難しい経費が占める割合であり、この割合が高いほど、財政の弾力性が失われ、財政運営が硬直化していると見なされます。

平成30年度、40.5に対し、令和6年度は38.4と2.1ポイント改善しております。

以上、説明してまいりましたとおり、本市の財政状況は、市税の大きな伸びが期待できない中、歳出面においては、物価上昇等を背景に義務的経費が高水準で推移するほか、老朽インフラの維持管理・更新費用等、行政需要の増大が見込まれており、今後一層厳しさを増す状況にあります。

このような状況の中、持続可能な行財政構造の再構築を推進し、行政サービスの質の向上と増大する行政需要に対応するため、利用者への影響に配慮をしつつ、今回17年ぶりに使用料を見直すものであります。

続きまして、資料5ページ、見直し対象使用料の概要をご覧ください。

今回使用料の見直しを検討しております施設は、市の施設のうち、電気や燃料を多く使用し、その価格高騰の影響を特に受けております、文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設、海浜スポーツセンター、葬儀施設と、平成16年の開館以来、料金を見直しを一度も行っていない加里屋まちづくり会館の計6施設を予定しております。

各施設の建設年につきましては掲記のとおりとなっており、最も古

い城南緑地運動施設で、建設から50年以上が経過し、最も新しい海浜スポーツセンターでも10年経過しております。

なお、市が直営で管理しております葬儀施設以外の5施設につきましては、それぞれ市が指定する法人や団体が管理する施設となっております。

それでは、各施設の使用状況、現行の料金体系等につきまして、それぞれ担当から順にご説明申し上げます。

担当職員 教育委員会生涯学習課です。

まず、文化会館についてご説明いたします。資料6ページをお願いします。

まず、施設の概要についてですが、文化会館は、平成4年、1992年建築、鉄筋コンクリート造、地上4階建て、地下1階、延べ床面積は9,845平米であり、開館以来33年経過の建物であります。

開館時間は9時から22時まで、毎週火曜日が定休日となっております。1,168席を有する大ホールは、大規模な式典、コンサートなどが開催できる市内最大の文化施設であります。

次に、各部屋について説明いたします。

まず、ホールですが、1,168席の大ホール、432席の小ホールの2つのホールがあり、主に、コンサート、音楽会、発表会、集会、式典などに使用されております。

次に、リハーサル室、練習室についてですが、音楽やダンスなどの教室の練習や発表会などに使用されております。

次に、展示室ですが、絵画や写真などの展示会、民間業者による展示即売会などに使用されております。

次に、学習室は、研修会、講習会などに、また、和室は茶道、着物の着付け教室、また、研修会の講師控え室などに使用されております。

次に、使用状況について、表に過去7年分の実績をお示ししておりますが、全体的には、令和元年からのコロナ禍でイベントが制限され、厳しい状態でありました。近年では徐々に回復傾向となり、令和6年度の使用件数は2,049件で、コロナ禍以前の平成30年度比72%という状況でございます。

引き続き指定管理者である文化とみどり財団が中心となって、各種団体に文化会館の使用を呼びかけるなど、施設の利用促進に努めているところでございます。

次に7ページ、8ページをお願いします。

現在の施設の使用料を示しておりますが、施設、部屋ごと、時間帯ごとに料金設定いたしております。この料金については、平成18年4月から適用されておりますので、その後18年間据え置かれている状態でございます。

次に、施設管理についてであります。平成18年度という早い段階から、指定管理者制度を導入しており、現在においても、赤穂市文化とみどり財団を指定管理者として、市民サービスの充実のため、質の高い施設運営及び館内照明のLED化など、管理経費の縮減に努めているところでございます。

また、令和4年度からネーミングライツ制度を導入し、使用料以外の収入確保をすることによっても、収支状況の改善に努めております。現在の令和7年から令和11年度の5か年間で、赤穂化成株式会社と契約しており、赤穂化成ハーモニーホールという愛称で施設運営いたしております。

次に9ページにつきましては、近隣の同種類の施設との料金等の状況をまとめております。次回以降の具体的審議に入ったときにご覧いただければと存じます。

以上で文化会館についての説明を終わらせていただきます。

担当職員 教育委員会スポーツ推進課です。お手元の資料10ページをご覧ください。

それでは、市民総合体育館についてご説明いたします。

まず、施設の概要でございますが、赤穂市民総合体育館は、競技場、副競技場、室内プール、卓球室、武道場からなり、平成21年度から公募による指定管理者により管理運営を行っております。

10ページのアの使用状況についてご説明いたします。

当該体育館の使用状況につきましては、直近7か年の利用状況を資料10ページにまとめて掲載しておりますが、令和6年度利用実績で申し上げますと、利用総件数が24万4,570件であるのに対し、有料利用件数が14万1,331件で、利用総件数の57.8%となっております。残りの利用者の利用者につきましては、赤穂市民総合体育館の使用料条例の規定により、使用料が半額ないし全額免除、減免となっており、主に赤穂市教育委員会主催又は共催の行事による利用となっております。

続きまして、11ページのイ、現行使用料についてでございます。

現行使用料につきましては、専用使用料、個人使用料の2つの料金体系となっております。各運動施設の使用料金の詳細につきましては、

お手元の資料の 11 ページ、12 ページに記載のとおりでございます。

赤穂市民総合体育館は、平成 18 年より、使用料の改定を行っていないため、指定管理による今後の管理運営を考慮しながら、今回使用料の見直しを行いたいと考えております。13 ページに、近隣市町体育施設使用料比較書を掲載しております。市民総合体育館につきましては、以上でございます。

担当職員 公園街路課より説明をさせていただきます。

城南緑地運動施設についてのご説明でございます。資料の 14 ページをご覧ください。

まず、施設の概要になります。赤穂城南緑地運動施設は、赤穂トラストホープ球場、陸上競技場、テニスコートの 3 種類の運動施設からなり、平成 25 年度から公募による指定管理者により管理運営を行っております。

続いて、同ページの利用状況でございます。

当該運動施設の利用状況につきましては、直近 7 か年の利用状況を参考資料 14 ページ、15 ページに掲記しておりますが、令和 6 年度利用実績で申し上げますと、利用者総数に占める有料利用者の割合が約 10 % から 20 % でございます。残りの約 80 % から 90 % の利用者については、赤穂城南緑地運動施設の使用条例の規定により、使用料が半額ないし全額減免となっており、主に赤穂市体育協会、赤穂市スポーツ少年団の加盟団体による事業となっております。

続きまして、15 ページの現行使用料でございます。

当該運動施設の現行使用料は、団体使用料、個人使用料、設備使用料の 3 つの料金体系となっております。

当該運動施設のうち、夜間使用が可能な野球場については、設備使用料として、夜間照明設備の使用料が設けられています。当該運動施設は、市内の使用料減免対象者による利用が大半を占めるため、使用料改定により、多少の増額となった場合でも、利用負担による大きな影響はないものと推測されます。

各運動施設の使用料金の詳細については、お手元の資料、同ページないし 16 ページに掲示のとおりでございます。

最後になりますが、赤穂城南緑地運動施設については、平成 18 年より、使用料の改定を行っていないため、指定管理による今後の管理運営を考慮しながら、今回、使用料の見直しを行いたいと考えております。

続きまして、お手元の資料の 19 ページ、赤穂海浜スポーツセンタ

一の使用料について、ご説明をさせていただきます。

まず、19ページをご覧ください。

施設の概要になります。

赤穂の海浜スポーツセンターは、平成27年3月31日に共用を開始し、サッカーグラウンドを主とした人工芝の多目的グラウンドとして利用されている施設でございます。当該施設は、開設当初から公募により決定した指定管理者が管理運営を行っております。

同ページの利用状況でございます。

当該施設の利用状況につきましては、直近7か年の利用状況を両ページに掲記しておりますけれども、令和6年度利用実績で申し上げますと、利用総件数が1,414件であるのに対し、市内の有料利用件数は486件で、利用総件数の34.4%、また、市外の有料利用件数が143件で、利用総件数の10.1%となっております。

一方で、市内の減免適用件数は785件で、全体の利用総件数の約55%を占めており、当該施設の利用件数の半分以上が、赤穂海浜スポーツセンター使用条例施行規則の規定により、半額減免ないし全額減免の適用となっております。

減免が適用される市内の利用団体は、主に赤穂市体育協会、赤穂市スポーツ少年団の加盟団体となっております。

なお、上郡町、備前市にお住まいの利用者が当該施設を利用する場合、市外居住者ではなく、赤穂市内の利用者と同様とみなし、基本使用料で使用できます。

続きまして、20ページになります。

現行使用料ですが、当該運動施設の現行使用料は、20ページに記載のとおりで、人工芝、多目的グラウンドの1時間当たりの基本使用料となっております。夜間使用、6時から10時までの間に関しては、1時間当たりの基本使用料の中に、夜間照明代が含まれています。

最後になりますが、赤穂海浜スポーツセンターにつきましては、平成27年の開設以降、使用料の改定を行っていないため、指定管理による管理運営の状況等を鑑みながら、今回使用料の見直しを行いたいと考えております。

以上でございます。

事務局

続きまして、加里屋まちづくり会館について、ご説明申し上げます。

本日、加里屋まちづくり会館を所管しております産業振興部商工課が所用により欠席しておりますので、事務局の方で代わりにご説明いたします。

参考資料の 22 ページをお願いいたします。

本会館は、平成 14 年に中心市街地の活性化や商業振興の推進、地域住民のコミュニティの創造などを目的に、中心市街地のまちづくりの拠点として、花岳寺通りに設置されました。

開館当初は、当時活動しておりました、忠臣蔵まちづくり協議会が中心となり、中心市街地のまちづくりを推進する拠点として活用されていましたが、協議会の解散後は、主に市民や事業者の方が利用される貸館となっております。利用内容といたしましては、サークル活動、教室、講習会、研修会、イベントごと、販売会の多岐にわたっております。

使用状況につきましては、4 種類ございます部屋ごとに、使用件数と使用人数を整理しているものでございます。使用件数につきましては、そのうちの有料件数及び割合を表記しております。使用人数の推移を見ますと、令和 2 年度からコロナの影響が顕著に表れており、約 8,700 人まで落ち込みましたが、その後、徐々に回復いたしました。令和 6 年度には約 1 万 6,000 人まで回復しております。

使用件数につきましては、使用人数ほどの落ち込みは見られなかったことから、コロナ禍は大人数の使用が減少したものと考えられます。

現行使用料の料金につきましては、23 ページをご覧ください。

部屋ごとに、午前、午後、夜間の 3 つの時間区分に応じて料金設定をしております。各料金につきましては、掲記のとおりでございます。

次に、24 ページをお願いいたします。

他市における類似施設の規模や使用料を比較したものでございます。使用料の欄に、それぞれ 1 時間当たりの金額を記載しております。加里屋まちづくり会館の現行料金につきましては、1 時間当たり 50 円又は 500 円の料金設定でありまして、他市の施設と比べ全体的に低い金額となっております。

加里屋まちづくり会館の使用状況等につきましては、以上でございます。

担当職員

美化センターの澁谷でございます。

葬儀施設等の使用状況についてご説明申し上げます。

25 ページをお願いします。

2 としまして、施設とサービスの一体利用、(1)葬儀施設等でございます。このページに記載しております葬儀施設等についての内訳についてでございますが、一番上の祭壇及び飾り付け具の資料でございますが、こちらはお葬式の際に、ご自宅や集会所等で使用していただく

祭壇のことでございます。

その下の表の火葬の執行のところでございますが、こちらは南野中
にございます、斎場での火葬の執行についてでございます。

また、その下の死体預かり、産汚物、動物でございますけれども、
こちらにつきましても、斎場での執行にかかるものでございます。

それらの使用状況でございますが、まず葬儀の際に使っていただく
一番上の祭壇でございます。こちらは、大祭壇、中祭壇、神式の祭壇
を用意しております。これにセットになっておりますのが、飾り付け
具でございます、焼香用の机や骨壺などでございます。なお、令和
2年度から令和4年度までは、コロナの影響を踏まえまして、使用を
取り止めてございました。その関係で使用実績はございません。ただ、
それを除きましても実績は少ない状況となっております。3種の合計
で令和5年度は2件、6年度は1件であります。こちらにつきましては
は、ご近所等への配慮からか、自宅や集会所での葬儀がなされなくな
ってきたことによるものと考えてございます。

続きまして、その下の火葬の執行でございます。

コロナを除きまして令和4年度以降で申し上げますが、大人では
702件、674件、662件で推移しておりまして、うち市外の件
数の割合は、6.6%、4.7%、8.2%となっております。子
供につきましては、4年度以降、0件、0件、1件で、市外の方はご
ざいませぬ。死胎につきましては、妊娠4か月以降に胎内で亡くな
った赤ちゃんのことです。令和4年度以降、3件、4件、6件で、市外
の方はございません。合計につきましては、掲記のとおりでございま
す。

次に、その下の死体預かりでございます。

こちらは斎場で、ご遺体をお預かりする事業でございます。こちら
につきましては、令和2年度以降実績はございません。

次に産汚物でございますが、これは胎盤や羊水、出産に伴う汚物が
付着したガーゼ等のことでございます。それと、医療により発生しま
した身体の一部などでございます。令和4年度以降11件、14件、
5件で、市外の件数につきましては、2件、5件、2件となってい
ます。

最後に動物でございます。

令和4年度以降、497件、493件、504件で、市外の件数の
割合は29.2%、31%、29.4%で約3割が続いております。

続きまして、26ページの方をお願いいたします。こちらイとしま
して、現行の使用料でございます。

市外料金につきましては、全て本市市民の料金の2倍となっておりますので、ここでは本市の市民の使用料のみを申し上げます。

祭壇につきましては、大祭壇が1万2,000円。中祭壇及び神式が6,500円であります。火葬の執行につきましては、大人8,000円、子供4,000円、死胎2,000円であります。続いて、産汚物2,000円、動物3,500円、死体預かり3,000円となっております。霊きゅう車につきましては、市長が別に定める額となっております。こちらにつきましては、国土交通省が発出しております一般貨物自動車の霊きゅう車の、標準的な運賃に準じて定めてございます。ちなみに現在1万7,800円でございます。その下の棺箱につきましてでございます。こちらにつきましても市長が別に定めるという形になっております。これにつきましては、実費相当額での支給となっております。毎年年度末に次年度分について見積り比較を行い、その結果で決定をしており、4月1日に告示をしているといった形になっております。ちなみに令和7年度につきましては、大人が1件につき1万7,100円、子供が1万1,500円でございます。

次に、27ページ以降でございますけれども、こちらにつきましては近隣市町における状況、それと29ページ以降でございますけれども、こちらは兵庫県下における他市町の状況でございます。説明は以上となります。

事務局

続きまして、資料33ページ、物価の推移をご覧ください。

参考として付けさせていただいておりますこちらの表につきましては、平成17年を基準とした全国と兵庫県の生鮮食品を除く消費者物価指数の推移を表したものになります。

今回使用料の改定を予定しております施設のうち3施設が、現行料金を設定しました平成17年を基準としております。

令和6年までの19年間に、全国では11.6%、兵庫県でもほぼ同様に11.3%物価が上昇しており、特にここ近年急激に上昇していることがお分かりいただけるかと思います。

「見直し対象施設の利用状況等について」参考資料の説明は以上です。

会長

説明は今いただいたとおりでありますけれども、皆さんご意見、ご質問をよろしくお願いいたします。

委員 B 説明ありがとうございました。文化会館から始まって、それぞれの施設の利用状況とかは分かりましたが、それぞれの団体での収入支出が分からないなというのが、まずありまして、その辺りを知ることができればよいのかなと思いました。

あと、この見直すという中に、少し過激な言い方になるかもしれませんが、施設を廃止するとかいうシナリオもお持ちなのかということも少し聞いて感じました。今までどおり維持するのか、思い切って、やはり人口減少時代、今後を見据えて、もっともっと縮小していく、あるいは、止めるということを市としてお考えなのかなというふうに思いました。その辺りが分かればなと思います。

事務局 今回につきましては、とりあえず第 1 回目ということで、現行の料金であるとか、利用状況を委員の方に知っていただくということで資料を付けさせていただいております。原価であるとか、その辺につきましては第 2 回以降に、改定案と併せて示させていただきたいというふうに思っております。

委員 C 1 2 ページのところとか、いろんなところにありますが、姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町及び備前市の住所を有するものが使用する場合は、市内居住者とみなすってということで、そのメリットとそれとそれの反対に、姫路市だったら赤穂市の者が来たときは、市内居住者とみなされるのでしょうか。

事務局 今、委員さんがおっしゃっているのは 1 2 ページのところですか。

委員 C はい。1 2 ページにたくさん出てくるのですが、そのような施設を利用したときに、そこに住所を有する者が使用したら、市内の居住者と同じ金額になるということですが、反対に、姫路とか相生市というのは、どのようになっているのでしょうか。赤穂市の者が行ったときは、姫路市に住所を有するものとして、同じ使用料金で使えるのでしょうか。

事務局 市によって違うと思います。確か、たつの市さんも同じような取扱いにされていたのかなというふうに思いますが、大半の市町はされていないと思います。

委員 C このメリットというのは、たくさんいろんな近隣のところから使用

してほしいという意図で、いろんなところに住所を持っていても赤穂市の住民と同じ使用料にするとということですか。

事務局 昔、西播磨テクノ圏域の関係で、姫路市から西の自治体については、市内と同じ扱いにすると。どういう経緯でというのは大分昔からの経緯になりますので、事務局の方では把握していないのですが、そちらにつきましては担当課の方で次回の会議までに調べさせていただいて、ここも見直しは必要かなというふうには聞いておりますので、その辺りも併せて次回に説明させていただきたいというふうに思っております。

委員D 市内の人で、スポーツクラブなどの団体に所属している人は半額ということを説明いただいたので、料金とかは一緒かということ、またお調べいただけたらと思います。お願いします。

会長 今の内容に関連しますが、その市内のスポ少、スポーツ協会であるとか、教育委員会の利用が半免若しくは全免になっているというような説明があったと思いますが、そういったところも今回見直しの対象になるということでよいですか。今の西播磨と一緒に。そこは揺るがないものですか。

担当職員 そこにつきましては、今回は考えておりません。

委員B ちょっと細かい話で申し訳ないですが、文化会館の練習室1、2とありますが、利用者数が少ないなと思ひまして、私自身がそういう軽音楽が好きなもので、何かいわゆる若い子のバンド活動みたいな練習とかですね、そういうことに門戸を開いてないのかなという感じがしたんですけれども、どうでしょうか。

担当職員 特に若い人たちのバンドはだめとかそういった形の取扱いはおしておりませんので、もちろん使っていただけるという形になっておりますが、たまたま結果としてちょっと少ない形になっているのかなと考えております。

委員A 説明していただいて、各部署の方が一番今の状況をご存知だと思うので、各部署の方たちが、これぐらいの金額だったらどうかなというようにたたき台を作っていただいたら、私たちは実際のその場所とか、

その利用頻度の、肌で感じたそれが分からないので、いくらかたたき台的な数字を提出していただけたら、それに沿って検討するという方向の方が良いかなと思います。

他市と比較してといっても、その利用者の年齢層とか、それから教育委員会関係だったら子供さんが関わってくるので、あまり上げるのもどうかなとも思いますし、その辺りは直接関わっている方たちである程度の数字を出していただけたら嬉しいなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 今回については、前段階で、現在の利用状況であるとか、現行の料金体系がどういうふうな形になっているのかというところをまず、把握していただいた上で、次回以降、委員さんがおっしゃったように、たたき台をお示しさせていただきます。その前に基本的な知識を知っていただくために今回説明をさせていただいているということで、次回以降に料金改定の案につきましては、示させていただくようにしております。

委員 C 理解するという意味で、26 ページですが、分からないので質問させてもらいます。

死体預かり一体が、3,000 円とありますが、これは1 日当たり3,000 円ですか。長い間友引とかでずっと預かるというようなことがあると思いますが、これは1 体について3,000 円ですか。何日でも3,000 円ですか。

担当職員 当方で基本的に考えておりますのは1 回、一晩という考え方です。それといいますのも最近都会で、火葬炉、大きいところでしたら、2 週間、3 週間待ちということがございますが、現在のところは赤穂市では、過去にもそうですけれども、極端にそういった何日も待つという実績はございませんので、そういった考え方でさせていただいております。

委員 C 1 泊、1 日預かったらという形ですね。

それこそ都会の方で、十何日冷凍庫にそのまま、預かってもらっていた事例が直近であったので、どういう感じかなと。はい、ありがとうございます。

会長 基本的には改定して値上げするという方向をお考えだと思います

が、結局収入は掛け算になりますので、単価が上がって、利用者が減ると収入自体が減ってしまうというようなことにもなりかねないような気はしますが、その辺の見通しであったり、あるいは、ここ数年で、先ほどお見せいただいたように、物価の推移としては、ここ2年ぐらいで上がっていますが、この後の予測ですよね。これがどれぐらいまで続くか、見通しが立たないところもありますが、その辺も踏まえて、次の改定までにどれぐらい維持していくというようなことをお考えであるとか、あるいは先ほど委員からもありましたけれど、施設自体をどこまで存続させていくのかであるとか、その辺が少し、今答えていただける範囲で教えていただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局

使用料につきましては、説明させていただいているように、ここ20年近く見直しをしておりませんでした。その間も消費税率の引上げもありましたが、実質的には、本体価格の方を引き下げることによって、料金を維持してきたというところがございます。その辺もあって昨今、電気料金、燃料が大幅に高騰してきておりますので、料金を引き上げさせていただきたいということと、冒頭の市長の挨拶でもありましたように、9次行革ということで、赤穂市の財政状況も厳しくなっておりますので、受益者負担の適正化という観点で、どうしても料金の方を上げずにいますと、その分を税で負担していることになりますので、税で負担するということになりますと、利用していない市民の方に負担がかかっているということになりますので、受益者負担を適正化するというので、利用している方には利用に応じた分の料金を負担していただくという考え方でもって今回使用料を見直したいというふうに考えております。あと、施設の統廃合という件につきましては、現在のところ全ての施設において考えておりません。

会長

そもそも施設の目的といいますか、設置の目的として、例えば、葬祭関係のものと、体育館での役割というのは全く違ってくると思いますが、例えば体育館を利用することによって、いわゆる医療費の削減等に寄与してくるということであれば、いわゆるそこでお金を払ったとしてもその部分がマイナスになるというように、総合的にそういう判断でされるのか、もうあくまで、施設単体の収支だけの話を今回に関してはされるのか、その辺に関してはいかがですか。

事務局

具体的な料金の設定については次回以降にお示しさせていただきますが、個人利用であるとか、あとお子さんに対する配慮であるとか、

いろんな観点を踏まえて、料金の設定は考えたいというふうには考えております。

委員 B 今回こうして資料に示された施設以外を含めたトータルでの状況というのは、何かまた次回以降も出てくるのでしょうか。

事務局 今回20年近くぶりに見直すに当たりまして、対象となった施設につきましては、やはり電気料金、燃料が昨今大幅に上がっておりますので、そういう電気、燃料を多く使う施設について見直したいというものです。また、加里屋まちづくり会館については、創設以来、長い間見直しを行っておりませんでしたので、一度見直したいという考えもありましたので見直しておりますが、それ以外の施設につきましては、電気、燃料を多く使う施設、物価高騰の影響をよく受けている施設を今回の見直しの対象としております。

委員 B その全体の中でのバランスというのにも必要になってくるので、ここだけ切り出して検討したら、ある意味、またバランスが崩れるというリスクがあると考えます。

そういう意味では、まず全体像の中で、全てはお金だと思いますが、「これぐらいかかっています、その中でこれが」というものを示していただければなというふうには思います。でないと何となく、課題がこれだけですよというふうに矮小化されているような印象を持ちます。

事務局 施設の使用料につきましては、それぞれ施設ごとに考えるようになっておりますので、今回使用料の見直しを考えていない施設につきましては、他市の状況であるとか、類似の施設と比較して、なかなか引上げは難しいなというふうなところについてはあらかじめ、今回の見直しの対象からは外させていただいているという考えでございます。

会長 ということは言い換えると、今回の施設は値上げしやすいというイメージですか。

事務局 先ほどから説明させていただいているように、電気代、燃料費、物価の上昇を特に受けている施設が今回の見直しの対象とさせてもらったということでございます。

会長 海浜スポーツセンターは屋外の施設ですけれど光熱費の影響とい

うのは、体育館であるとか、屋内は比較的冷暖房の関係で分かりますが、ここで入っている屋外施設は、どのようなことで物価の高騰の煽りを受けているかということを教えていただければと思います。

担当職員 海浜スポーツセンターについても、夜間については電気代が含まれますが、今回電気代の影響があるということで、そちらについても見直しの対象とさせていただきたいと考えております。

会長 ということは、どちらかというと施設利用料というよりは夜間の照明代の上乗せ部分という考えでよろしいですか。

担当職員 夜間の使用もそうですが、昼間の分も同様に、照明を使わない時間も併せて今回見直したいと思っております。

会長 いかがでしょうか。

その辺りも含めて次回提示いただけるということで理解いたしました。それでは他にご質問がないようですので、時間も進んでいますので次に進ませていただきます。

次第6の使用料見直しのスケジュールについての説明をお願いします。

事務局 本日お配りしております、1枚もののA4横向きの資料「令和7年度 使用料見直しスケジュール（案）」をお願いいたします。

今後の使用料改定に向けたスケジュールです。

各施設とも使用料の改定期期につきましては、現段階では、来年4月からの適用を考えております。市民、利用者への周知・広報を行う期間を充分確保するためにも、市議会への各施設使用料の条例改正案の提出は、11月に開会されます令和7年第4回定例会への提出を考えておりますので、そこから逆算する形でのスケジュールとさせていただいております。

つきましては、次回（第2回）の審議会は、お盆明けの8月21日（木）、時間は少し遅くなりますが、午後4時30分から、こちらの会場で開催したいと考えております。

今回は、各施設の使用料改定素案の説明と、そのご審議をお願いしたいと考えておりますので、その一週間前までには、審議資料として当該素案を郵送させていただきたいと考えております。あらかじめお目通しをいただいた上で、ご出席いただきたいと思います。

そして、ご審議いただいた結果を、8月末頃から約1か月間、パブリックコメントに付しまして、広く市民、利用者の方のご意見を募りたいと考えております。

そして、11月上旬頃には、パブリックコメントの実施結果をご報告し、市民にも公開いたしますとともに、その寄せられた意見次第によっては、答申案のご審議を1回ないし2回程度お願いする予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、今後のスケジュールについては以上です。

会長 以上のご説明に対しまして、質問等はございますでしょうか。
よろしいですか。それでは次回は8月21日（木）の4時30分からの開催といたします。よろしくお願いいたします。
最後に次第7、その他として、何かございますでしょうか。

事務局 本日お配りしました、令和7年度赤穂市使用料手数料等審議会（参考資料）につきましては、次回以降、改正素案の審議の際にも、参考にしていただきたいと思いますので、お手数おかけしますが、ご持参いただきますようお願いいたします。以上です。

会長 その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは本日の会議は、以上で終了いたします。ありがとうございました。